

J R 四国労組自動車支部ニュース

平成30年11月14日（No.5）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

年 末 賞 与 妥 結 基本給額の2.35ヵ月分 支払日12月7日以降

J R 四国労組は、本日11月14日「平成30年度年末賞与の要求」及び「平成30年度準組合員（契約社員）の年末賞与の要求」について団体交渉を開催し、会社側より回答を引き出した。（詳細は別紙回答書参照）

『会社回答』

平成30年度上半期においては、基幹事業部門である高速バスの運送収入は、対前年比102.8%となりましたが、内容としては、ドリーム松山号や高松エクスプレス広島号の代替運行による収入増などにより、台風による運休が前年対比約8倍であったという減収要素をカバーすることが出来たためでした。

ローカル路線は、久万高原線の一部区間削減から1年経過していることや、各路線での利用誘発乗車券の設定などもあり100.3%に留まっています。

一方、営業費用は、軽油価格が上昇傾向に転じており動力費は124.9%、新車配置を含む減価償却費は127.5%といずれも大幅な増加となったものの、業務費や修繕費の削減もあり、105.0%となりました。

この結果、売上高は、対前年1.6%増となったものの、経常利益は、対前年42.2%減の89百万円、当期純利益は対前年41.0%減の59百万円といずれも大幅な減少でしたが、一定の利益を確保できたことは、労使一体かつ相互理解と協調の賜であったと考えます。

平成30年度の通期見通しでは、対前期比較で売上高は100.8%ですが、経常利益は28.5%、当期純利益は30.6%と見込まれ、いずれも前期を大きく下回る見込みであります。

このように平成30年度下半期以降のバス事業を取り巻く経営環境は、諸々の不安定な要素が懸念されるところであり、楽観することなく将来を見据えて、間接部門の業務運営の効率化や運行部門と販売部門のコスト削減とも合わせ、基幹的事业である高速バス路線の収益性の向上に取り組み、競合輸送機関に負けない強靱な経営体質作りに引き続き取り組みしていくことの必要性がより高まっています。

以上の要素を勘案すると共に、今後とも一層の安全確保と安定経営に向けた基盤整備に労使一体となって邁進できるよう、貴組合の理解と協力を強く期待し回答します。

【これに対し組合は】

ジェイアール四国バスを取り巻く状況は、台風による運休があったものの、「安全・安心輸送」を第一義に、効率化施策等、経営基盤確立に向け取り組んできた。このような中で会社の回答は、営業費用の増加により減益となったことで昨年を下回ったものの、現在の経営状況を踏まえた回答であると判断し、本日17時に妥結した。

以 上

回 答 書

平成 30 年 11 月 14 日
ジェイアール四国バス(株)

1 社 員

(1) 支給率

基本給額の 2.35ヶ月分 とする。

(2) 成績額

労働条件に関する協約及び賃金規程に定めるところにより、成績額については、下記のとおり取り扱う。

ア 成績額(増額)は、調査期間内における勤務成績に応じて、次のとおりとする。

「10万円」、「9万円」、「8万円」、「7万円」、「6万円」、「5万円」、「4万円」、「3万円」、「2万円」、「1万円」

イ 成績額(減額)は、調査期間内における懲戒処分及び勤務成績に応じて、次のとおりとする。

「10万円」、「9万円」、「8万円」、「7万円」、「6万円」、「5万円」、「4万円」、「3万円」、「2万円」、「1万円」

2 契約社員

(1) パートナー社員区分1(月給、日給適用者、※定年退職再雇用者①)

ア 基準額

調査期間内の 勤務日数 \ 職種	運転係 運転係(シニアスタッフ)	構内運転係 構内運転(シニアスタッフ) 点呼等(シニアリーダー)	営業係【バスプラザ・予約センター】・事務係、営業・事務各係(シニアスタッフ)
65日以上120日未満	120,000円	85,000円	85,000円
120日以上	240,000円	170,000円	170,000円

注：調査期間内の勤務日数には、年休日及び有給休暇日を含む。

※定年退職再雇用者①に区分される該当者は次のとおりとする。

(該当者1)生年月日昭和32年4月1日以前の男性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢62歳以下が適用となる者かつ、契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の80%、75%が適用される者

(該当者2)生年月日昭和33年4月1日以前の女性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢60歳が適用となる者かつ、契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の50%が適用される者

(該当者3)生年月日昭和33年4月2日から昭和35年4月1日以前の女性 老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢61歳が適用となる者かつ、契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の70%が適用される者

イ 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

(2) パートナー社員区分2 (※定年退職再雇用者②)

ア 基準額

調査期間内の勤務日数 \ 職種	運転係(シニアスタッフ)	構内運転(シニアスタッフ) 点呼等(シニアリーダー)	営業係【バスプラザ・予約センター】・事務係(シニアスタッフ)
65日以上120日未満	B 円	B 円	B 円
120日以上	A 円	A 円	A 円

注：調査期間内の勤務日数には、年休日及び有給休暇日を含む。

付記：支給額(A及びB)の算出(考え方を示すもので結果は個々人別となる。)

支給額A = 契約基本賃金 × 支給率

支給額B = 契約基本賃金 × 支給率 × 0.5

なお、A及びBにおける支給率は、社員に適用する支給率とする。

また、契約基本賃金は、退職時の基本給額 × 0.7を適用する。

※定年退職再雇用者②に区分される該当者は次のとおりとする。

(該当者) 生年月日昭和32年4月2日から昭和34年4月1日の男性

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢63歳が適用となる者で、62歳に到達するまでは契約基本賃金の算定が定年退職時の基本給額の70%が適用される者

イ 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

(3) サポーター社員(時給適用者)

ア 基準額

調査期間内の労働時間	支給額
240時間以上350時間未満	48,000 円
350時間以上450時間未満	65,000 円
450時間以上550時間未満	85,000 円
550時間以上750時間未満	104,000 円
750時間以上950時間未満	135,000 円
950時間以上	168,000 円

※労働時間は、時間外労働時間を含む総労働時間とし、年休日を除く。

イ 加算額

調査期間内の勤務成績が特に優秀な者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの加算を行う。

ウ 減算額

調査期間内の勤務成績が特に良好でない者に対して、基準額に1万円、2万円、3万円、4万円、5万円のいずれかの減算を行う。

3 支給日

平成30年12月7日(金)以降準備でき次第とする。